

幼稚園を利用する保護者のみなさまへ

令和5年度副食費の施設による徴収に係る 補足給付費給付申請書の提出について

鹿屋市では、幼稚園に通う満3歳以上（満3歳になる誕生日前日以後）の子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、給食費のうち、副食費（おかずやおやつ、牛乳等の提供に係る費用）の無償化を行っています。

副食費が無償化されるためには、市が無償化の対象者として決定する必要があることから、以下の内容を御確認の上、手続きをお願いいたします。

記

1 対象者及び無償化

(1) 対象者

以下の条件のいずれかに当てはまる世帯

- ① 住民税所得割額が77,100円以下の世帯
- ② 小学校3年生までのきょうだいから数えて3子目以降の児童

○令和5年度の算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和4年度の所得割額で算定 (令和3年中の所得)	令和5年度の所得割額で算定 (令和4年中の所得)

(2) 無償化

幼稚園が副食の提供に要した金額（各幼稚園によって異なります。）

上限：1か月当たり4,500円

2 申請書類

令和5年度 副食費の施設による徴収に係る補足給付費給付申請書

3 その他

- ・毎年、副食費の無償化に係る決定を行う必要があるため、全員御提出をお願いいたします。
- ・申請書を提出されなかった場合、無償化の条件に適合していた場合でも、副食費は無償化の対象となりません。
- ・無償化の適用日は申請日以降となります。

【問合せ先】鹿屋市役所子育て支援課 保育幼稚園係（17番窓口）
TEL0994-31-1134

